

## (案)

## 申請事項記載書

- 1 調査の名称  
全国家計構造調査

- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 報告者数</p> <p>① 基本調査 約 40,000 世帯 (母集団の大きさ 約 <u>5,600</u> 万世帯)</p> <p>② 簡易調査 約 44,000 世帯 (母集団の大きさ ①に同じ)</p> <p>③ 家計調査世帯特別調査 約 6,000 世帯 (母集団の大きさ ①に同じ)</p> <p>④ 個人収支状況調査 約 900 世帯 (母集団の大きさ 約 3,500 万世帯)</p> <p>(2) 報告者の選定方法 (□全数 ■無作為抽出(□全数階層あり) ■有意抽出)</p> <p>③ 家計調査世帯特別調査 二人以上の世帯については、<u>実施年</u> 11 月から<u>実施翌年</u> 2 月までに家計調査の家計簿の記入が終了する全ての世帯を選定し、単身世帯については、<u>実施年</u> 11 月又は 12 月に家計調査の</p>	<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 報告者数</p> <p>① 基本調査 約 40,000 世帯 (母集団の大きさ 約 <u>5300</u> 万世帯)</p> <p>② 簡易調査 約 44,000 世帯 (母集団の大きさ ①に同じ)</p> <p>③ 家計調査世帯特別調査 約 6,000 世帯 (母集団の大きさ ①に同じ)</p> <p>④ 個人収支状況調査 約 900 世帯 (母集団の大きさ 約 3500 万世帯)</p> <p>(2) 報告者の選定方法 (□全数 ■無作為抽出(□全数階層あり) ■有意抽出)</p> <p>③ 家計調査世帯特別調査 二人以上の世帯については、<u>2019年</u> 11 月から <u>2020年</u> 2 月までに家計調査の家計簿の記入が終了する全ての世帯を選定し、 単身世帯については、<u>2019年</u> 11 月又は 12 月に家計調査の家計</p>	<p>○母集団情報の変更 (平成 27 年国勢調査から令和 2 年国勢調査へ) に伴う変更</p> <p>○調査年の変更に伴う変更</p>

<p>家計簿の記入が終了する全ての世帯を選定する。</p> <p>④ 個人収支状況調査  <u>実施年</u>9月又は10月に家計調査の家計簿の記入が終了する二人以上の世帯から、無作為抽出により、約900世帯を抽出する。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>① 基本調査、簡易調査及び家計調査世帯特別調査については、世帯の世帯主又は世帯の代表者が、個人収支状況調査については、18歳以上の世帯員が、それぞれ報告しなければならない。</p> <p>② 前記①の規定による報告は、基本調査及び簡易調査にあつては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6(2)③に掲げる調査員又は民間事業者及び民間事業者を使用される者の質問に答えることにより行うものとする。家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。</p> <p><u>基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査のいずれについても、総務省が用意するオンラインシステムを利用して報告することができる。また、簡易調査の調査対象世帯については郵送によっても報告することができる。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① 基本調査については、調査票(別紙2から5を参照)によ</p>	<p>簿の記入が終了する全ての世帯を選定する。</p> <p>④ 個人収支状況調査  <u>2019年</u>9月又は10月に家計調査の家計簿の記入が終了する二人以上の世帯から、無作為抽出により、約900世帯を抽出する。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>① 基本調査、簡易調査及び家計調査世帯特別調査については、世帯の世帯主又は世帯の代表者が、個人収支状況調査については、18歳以上の世帯員が、それぞれ報告しなければならない。</p> <p>② 前記①の規定による報告は、基本調査及び簡易調査にあつては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6(2)③に掲げる調査員又は民間事業者及び民間事業者を使用される者の質問に答えることにより行うものとする。家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。</p> <p><u>ただし、基本調査及び簡易調査の調査対象世帯については、総務省が用意するオンラインシステムを利用して報告することができる。また、簡易調査の調査対象世帯については郵送によっても報告することができる。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① 基本調査については、調査票(別紙2から5を参照)によ</p>	<p>○4(2)③の変更理由と同様</p> <p>○オンライン調査の対象範囲の拡大に伴う変更</p>
--	---	--

<p>り、<u>連絡先及び以下の事項</u>を調査する。</p> <p>ア 収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途・購入地域・購入先</p> <p>イ 年間収入に関する事項 過去1年間の収入の種類・金額</p> <p>ウ 貯蓄現在高に関する事項 貯蓄の有無、金額</p> <p>エ 借入金残高に関する事項 借入金の有無、金額</p> <p>オ 世帯及び世帯員に関する事項 世帯の人数、性別、世帯主との続き柄、年齢、配偶者の有無、就業・非就業の別、ふだんの1週間の就業時間、<u>教育</u>、世帯主の仕事の種類、世帯主の勤め先の企業区分・規模、要介護・要支援認定の状況、3か月以上不在の家族のうち主たる収入を得ている人の不在理由・世帯主との続き柄、3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数、単身世帯の形態</p> <p>カ 現住居に関する事項 住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、<u>土地の所有関係</u>、住居の敷地面積、住居の建築時期</p> <p>キ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積</p> <p>ク 毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額 家賃の支払い、住宅ローンの支払い</p> <p>② 簡易調査については、調査票(別紙4及び5を参照)により、</p>	<p>り、<u>以下の事項</u>を調査する。</p> <p>ア 収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途・購入地域・購入先</p> <p>イ 年間収入に関する事項 過去1年間の収入の種類・金額</p> <p>ウ 貯蓄現在高に関する事項 貯蓄の有無、金額</p> <p>エ 借入金残高に関する事項 借入金の有無、金額</p> <p>オ 世帯及び世帯員に関する事項 世帯の人数、性別、世帯主との続き柄、年齢、配偶者の有無、就業・非就業の別、ふだんの1週間の就業時間、<u>就学状況</u>、世帯主の仕事の種類、世帯主の勤め先の企業区分・規模、要介護・要支援認定の状況、3か月以上不在の家族のうち主たる収入を得ている人の不在理由・世帯主との続き柄、3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数、単身世帯の形態</p> <p>カ 現住居に関する事項 住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、<u>地代の支払の有無</u>、住居の敷地面積、住居の建築時期</p> <p>キ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積</p> <p>ク 毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額 家賃の支払い、住宅ローンの支払い</p> <p>② 簡易調査については、調査票(別紙4及び5を参照)により、</p>	<p>○社会経済状況の変化を踏まえ、調査世帯への面接機会(直接接触)の減少に対応するための変更</p> <p>○調査事項の内容をよりわかりやすくするための事項名の変更</p> <p>○5①オの変更理由と同様</p>
---	---	---

<p><u>連絡先及び以下の事項を調査する。</u></p> <p>ア 年間収入に関する事項 過去1年間の収入の種類・金額</p> <p>イ 貯蓄現在高に関する事項 貯蓄の有無、金額</p> <p>ウ 借入金残高に関する事項 借入金の有無、金額</p> <p>エ 世帯及び世帯員に関する事項 世帯の人数、性別、世帯主との続き柄、年齢、配偶者の有無、就業・非就業の別、ふだんの1週間の就業時間、<u>教育</u>、世帯主の仕事の種類、世帯主の勤め先の企業区分・規模、要介護・要支援認定の状況、3か月以上不在の家族のうち主たる収入を得ている人の不在理由・世帯主との続き柄、3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数、単身世帯の形態</p> <p>オ 現住居に関する事項 住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、<u>土地の所有関係</u>、住居の敷地面積、住居の建築時期</p> <p>カ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積</p> <p>キ 毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額 家賃の支払い、住宅ローンの支払い</p> <p>③ 家計調査世帯特別調査については、調査票（別紙6及び7を参照）により、<u>連絡先及び以下の事項</u>を調査する。ただし、二人以上の世帯はア、イ、ウ、エ、オ及びカ、単身世帯はア、イ、オ及びカのうち、家計調査の調査票を転写した電磁的記</p>	<p><u>以下の事項を調査する。</u></p> <p>ア 年間収入に関する事項 過去1年間の収入の種類・金額</p> <p>イ 貯蓄現在高に関する事項 貯蓄の有無、金額</p> <p>ウ 借入金残高に関する事項 借入金の有無、金額</p> <p>エ 世帯及び世帯員に関する事項 世帯の人数、性別、世帯主との続き柄、年齢、配偶者の有無、就業・非就業の別、ふだんの1週間の就業時間、<u>就学状況</u>、世帯主の仕事の種類、世帯主の勤め先の企業区分・規模、要介護・要支援認定の状況、3か月以上不在の家族のうち主たる収入を得ている人の不在理由・世帯主との続き柄、3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数、単身世帯の形態</p> <p>オ 現住居に関する事項 住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、<u>地代の支払の有無</u>、住居の敷地面積、住居の建築時期</p> <p>カ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積</p> <p>キ 毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額 家賃の支払い、住宅ローンの支払い</p> <p>③ 家計調査世帯特別調査については、調査票（別紙6及び7を参照）により、<u>以下の事項</u>を調査する。ただし、二人以上の世帯はア、イ、ウ、エ、オ及びカ、単身世帯はア、イ、オ及びカのうち、家計調査の調査票を転写した電磁的記録から把握で</p>	<p>○5(1)①の変更理由と同様</p> <p>○5(1)①オの変更理由と同様</p> <p>○5(1)①オの変更理由と同様</p> <p>○5(1)①の変更理由と同様</p>
--	---	---

<p>録から把握できる事項については、総務大臣が同調査の調査票を転写した電磁的記録を記録することにより行う。</p> <p>ア 収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途</p> <p>イ 年間収入に関する事項 過去1年間の収入の種類・金額</p> <p>ウ 貯蓄現在高に関する事項 貯蓄の有無、金額</p> <p>エ 借入金残高に関する事項 借入金の有無、金額</p> <p>オ 世帯及び世帯員に関する事項 性別、世帯主との続き柄、年齢、配偶者の有無、就業・非就業の別、ふだんの1週間の就業時間、<u>教育</u>、世帯主の仕事の種類、世帯主の勤め先の企業区分・規模、要介護・要支援認定の状況、3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数、単身世帯の形態</p> <p>カ 現住居に関する事項 住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、住居の敷地面積、住居の建築時期</p> <p>キ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積</p> <p>④ 個人収支状況調査については、<u>連絡先及び以下の事項</u>を調査する。このうち、調査事項アについては調査票（別紙8を参照）により調査し、イ及びウについては総務大臣が家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に關</p>	<p>きる事項については、総務大臣が同調査の調査票を転写した電磁的記録を記録することにより行う。</p> <p>ア 収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途</p> <p>イ 年間収入に関する事項 過去1年間の収入の種類・金額</p> <p>ウ 貯蓄現在高に関する事項 貯蓄の有無、金額</p> <p>エ 借入金残高に関する事項 借入金の有無、金額</p> <p>オ 世帯及び世帯員に関する事項 性別、世帯主との続き柄、年齢、配偶者の有無、就業・非就業の別、ふだんの1週間の就業時間、<u>就学状況</u>、世帯主の仕事の種類、世帯主の勤め先の企業区分・規模、要介護・要支援認定の状況、3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数、単身世帯の形態</p> <p>カ 現住居に関する事項 住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、住居の敷地面積、住居の建築時期</p> <p>キ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積</p> <p>④ 個人収支状況調査については、<u>以下の事項</u>を調査する。このうち、調査事項アについては調査票（別紙8を参照）により調査し、イ及びウについては総務大臣が家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に關する事項、世帯及</p>	<p>○5(1)①オの変更理由と同様</p> <p>○5(1)①の変更理由と同様</p>
---	--	--

<p>る事項、世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより行う。</p> <p>ア 個人的な収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、支出の品名・金額</p> <p>イ 年間収入に関する事項</p> <p>ウ 世帯及び世帯員に関する事項</p> <p>[集計しない事項の有無] 無<input type="checkbox"/> 有<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>・ <u>連絡先は、調査の実施過程において、世帯及び世帯員への接触のために用いるものであり、集計しない。</u></p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>③ 調査の方法</p> <p>調査は、基本調査又は簡易調査にあつては調査員（前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）又は調査員事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者を使用される者が調査票を担当調査区内の調査対象世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行うとともに、総務省が用意するオンラインシステムを利用して報告することができる。また、簡易調査の調査対象世帯については郵送によっても報告する事ができる。家計調査世帯特別調査又は個人収支状況調査にあつては調査員等が調査票を担当調査区内の調査対象世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行うとともに、<u>総務省が用意するオンラインシステムを利用して報告することがで</u></p>	<p>び世帯員に関する事項を記録することにより行う。</p> <p>ア 個人的な収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、支出の品名・金額</p> <p>イ 年間収入に関する事項</p> <p>ウ 世帯及び世帯員に関する事項</p> <p>[集計しない事項の有無] 無<input checked="" type="checkbox"/> 有<input type="checkbox"/></p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>③ 調査の方法</p> <p>調査は、基本調査又は簡易調査にあつては調査員（前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）又は調査員事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者を使用される者が調査票を担当調査区内の調査対象世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行うとともに、総務省が用意するオンラインシステムを利用して報告することができる。また、簡易調査の調査対象世帯については郵送によっても報告する事ができる。家計調査世帯特別調査又は個人収支状況調査にあつては調査員等が調査票を担当調査区内の調査対象世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより<u>行う。</u></p>	<p>○5(1)①の変更に伴う追加</p> <p>○4(3)②の変更理由と同様</p>
--	---	---

<p>きる。</p> <p>また、家計調査世帯特別調査に係る調査事項のうち家計調査の調査票を転写した電磁的記録から把握できる事項、個人収支状況調査に係る年間収入に関する事項並びに世帯及び世帯員に関する事項の調査については、総務大臣が、家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯に関する事項を記録することにより行う。</p> <p>なお、オンラインシステムの利用に際しては、識別コード(利用者ID)及びパスワードによる主体認証を行う機能を設けるとともに、暗号化した状態でのデータ送信を行う。</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><input type="checkbox"/> 1回限り <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 四半期 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 不定期 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p>(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：<u>令和元年</u>)</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p><u>令和6年9月上旬～12月下旬</u></p>	<p>また、家計調査世帯特別調査に係る調査事項のうち家計調査の調査票を転写した電磁的記録から把握できる事項、個人収支状況調査に係る年間収入に関する事項並びに世帯及び世帯員に関する事項の調査については、総務大臣が、家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯に関する事項を記録することにより行う。</p> <p><u>ただし、前記4(3)②ただし書記載による場合には、総務大臣がオンラインシステムから当該世帯に係る報告を求める事項を入手する。</u></p> <p>なお、オンラインシステムの利用に際しては、識別コード(利用者ID)及びパスワードによる主体認証を行う機能を設けるとともに、暗号化した状態でのデータ送信を行う。</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><input type="checkbox"/> 1回限り <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 四半期 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 不定期 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p>(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：<u>2014年</u>)</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p><u>2019年9月上旬～12月下旬</u></p> <p><u>ただし、宮城県丸森町においては、令和元年台風第十九号による災害の影響のため、2020年3月31日まで期間を延長する。</u></p>	<p>○4(3)②の変更に伴う削除</p> <p>○4(2)③の変更理由と同様</p> <p>○4(2)③の変更理由と同様</p>
--	---	---

9 調査結果の公表の方法及び期日

(2) 公表の期日

調査の結果は、以下の期日までにインターネット（e-Stat）及び印刷物により公表する。

・家計収支に関する集計（一部除く）：調査実施翌年の12月までに公表

・その他の集計：調査実施翌々年以降順次公表

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年	総務省統計局長
調査票の内容が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

9 調査結果の公表の方法及び期日

(2) 公表の期日

調査の結果は、以下の期日までにインターネット（e-stat）及び印刷物により公表する。

・2021年2月以降順次公表

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査票の内容が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

○軽微な表記修正

○4(2)③の変更理由と同様

○前回の集計実績を踏まえた保存期間の変更